

## 大型鯨類（総説）

### はじめに

国際捕鯨委員会（International Whaling Commission : IWC）の管理対象種は、ひげ鯨10種（シロナガスクジラ、ナガスクジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、ザトウクジラ、コククジラ、ホッキョククジラ、セミクジラ、コセミクジラ）に歯鯨のうちマッコウクジラ、ミナミトックリクジラ、トックリクジラの3種を加えた13種とされているが、その後の研究により、南極海でミンククジラとされていたものがクロミンククジラという別種と判明したり、ニタリクジラに近縁のツノシマクジラが発見されたりしており、現在では上記13種に加えてクロミンククジラ、ツノシマクジラ、タイセイヨウセミクジラ、ミナミセミクジラの4種を加えた17種が実質上管理対象種となっている。ここではこれらの種を大型鯨類と定義する。

IWCは、鯨類資源の適切な保存を図り捕鯨産業の秩序ある発展を目指すことを目的に締結された国際捕鯨取締約（International Convention for the Regulation of Whaling : ICRW）の執行機関として、1948年に設立された。我が国は、科学的根拠に基づき鯨類資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、1951年に同条約に加盟した。1982年、IWCはいわゆる商業捕鯨モラトリアムを採択した。我が国は当初、この決定に異議申し立てをしたもの、1986年にこれを取り下げ、1987年漁期を最後に大型鯨類に対する商業捕鯨が一時的に停止されることとなった（図1）。モラトリアム採択以降、IWC科学委員会（IWC/SC）は、情報の不確実性に頑健な改訂管理方式（Revised Management Procedure : RMP）の開発を続け、1994年のIWC総会において、RMPを鯨類資源管理措置とすることに合意した。しかしながら、その後も、保護のみを重視し持続的利用を認めようとしない国々からの歩み寄りは見られずモラトリアムの撤廃は実現しなかった。このようにIWCが長年にわたり機能不全に陥る中、我が国は、IWCの正常化を目指しさまざまな努力を行ってきた。しかしながら、状況は変わらず2018年のIWC総会において鯨及び捕鯨に対する異なる意見や

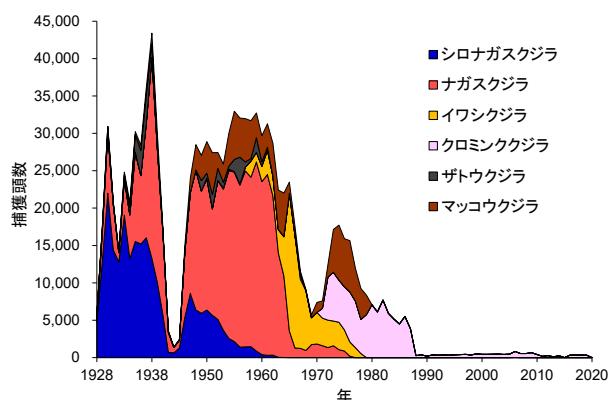


図1. 1928年から1986/87年までの南極海母船式捕鯨による鯨種別捕獲頭数の変遷、1987/88年から2018/19年までは調査による標本採集数の変遷

データ出典：Allison 2016、水産庁ウェブページ。

立場が共存する余地すらないことが明確になったことから、我が国は2019年6月30日をもってIWCから脱退した。翌7月1日から、北西太平洋で3種（ニタリクジラ、イワシクジラ、ミンククジラ）を対象とする商業捕鯨が再開された一方、1987年から南極海と北西太平洋で実施されてきた鯨類捕獲調査は中断されることとなった。

### 再開された大型鯨類を対象とする捕鯨と資源管理への取り組み

2019年にIWCから脱退し、我が国は十分な資源量が確認されている北西太平洋の3種（ニタリクジラ、イワシクジラ、ミンククジラ）に対する商業捕鯨を再開した。再開にあたっては、IWCが開発し100年間捕獲を継続しても資源に悪影響を与えないと認めた極めて保守的なRMPに沿って、多数のシミュレーションを通して捕獲可能量を算出し、海外有識者によってレビューを受けた。商業捕鯨への捕獲枠としては、定置網での5ヶ年の平均混獲数を（2019年にはさらに鯨類捕獲調査での捕獲頭数も）差し引いた頭数が設定されている（水産庁2019）。2021年の捕獲可能量は2019年、2020年と同様であった。現在下関を母港とする日新丸船団ならびに、網走や釧路、下北半島から三陸沿岸を基地とする全国5隻の基地式捕鯨船による操業が、我が国の領海と排他的経済水域内で実施されており、2021年にはニタリクジラ187頭、イワシクジラ25頭、ミンククジラ91頭が捕獲された。操業においては、期間を通して母船や鯨体処理場で水産庁職員による操業の監視が行われている。また、調査員によって、全ての捕獲個体に対して科学的情報収集のための漁獲物調査が行われている。対象種の資源評価と捕獲可能量の定期的な見直しのため、目視調査等による資源量推定値の更新、系群構造の解明等を行い、科学的根拠に基づく資源管理が行われるよう、今後も継続的に調査を行っていく必要がある。また、上述のように、我が国がICRW第8条に基づき、科学的研究を目的に南極海及び北西太平洋で実施してきた捕獲を伴う鯨類科学調査は、IWC脱退に伴い中断されたこととなったが、これら調査で収集蓄積された資料の分析は継続していくとともに、非致死的調査と捕鯨業からの科学的データの収集を行い、得られた知見は商業捕鯨対象種をはじめとする鯨類の資源管理研究に活用していく必要がある。我が国はIWCを脱退したものの、国連海洋法条約のもと、国際的な鯨類資源の管理に協力していくとの方針に従い、今後もIWC/SCにオブザーバーとして引き続き参加するとともに、北大西洋海産哺乳動物委員会（North Atlantic Marine Mammal Commission : NAMMCO）等、他の国際機関との連携強化を図っていくこととしている。これら大型鯨類に対する研究については、水産研究・教育機構水産資源研究所の鯨類グループが、水産庁や一般財団法人日本鯨類研究所をはじめとする鯨類研究機関と連携して取り組んでいる。

## 大型鯨類資源研究の個別テーマと概要

(1) IWCとの国際共同調査プロジェクト (IDCR 国際鯨類調査 10か年計画/SOWER 南大洋鯨類生態系調査、POWER 北太平洋鯨類生態系調査)

### (a) 南極海

国際鯨類調査 10 か年計画 (International Decade of Cetacean Research : IDCR) は、実質的には IWC が 1978/79 年度に各国の捕鯨船団と独立した目視調査船団を組織し、クロミンククジラを対象とした資源調査を行うために開始された。初期には 6 年間で南極を一周するペースで調査が実施され、2003/04 年度で 3 周目の調査が終了した。1996/97 年度からは南大洋鯨類生態総合調査 (Southern Ocean Whale and Ecosystem Research : SOWER) に移行し、2009/10 年度まで調査が実施された。日本政府は、1978 年の第 1 回調査航海より調査船及び乗組員を派出する等、積極的にこの計画を支援した (松岡 2002)。これら IDCR と SOWER の目視調査結果に基づくクロミンククジラ資源量推定については、第 2 周目と第 3 周目の資源量推定値がそれぞれ 720,000 頭 (95% 信頼区間 = 512,000~1,012,000) (1985/86~1990/91 年) と 515,000 頭 (361,000~733,000) (1992/93~2003/04 年) と IWC/SC で合意され、本種の資源評価に用いられた。

### (b) 北太平洋

2010 年から北太平洋において、IWC と日本による北太平洋鯨類生態系調査 (Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research program : POWER) が実施されてきた。POWER は、太平洋における鯨類全般の資源動向把握を目的に開始され、2016 年にこれら鯨種の主要分布域の 1 つである北太平洋中部及び東部の沖合域における調査を一旦終了した。本調査のデータを用い、イワシクジラの資源量推定 (Hakamada *et al.* 2017) やニタリクジラの資源量推定値の補正 (Hakamada *et al.* 2018) が行われる等、本調査の結果は、捕鯨対象種の資源管理に大きく貢献している。2017 年以降は、これまで大規模な目視調査が実施されていなかったベーリング海での調査計画が立てられ、2017 年にはベーリング海東部で、2018 年には同中央部において、それぞれ調査が行われた。我が国が IWC を脱退した後も調査は継続され、2019 年にはアラスカ沖の米国 EEZ 内、2020 年には北太平洋中西部の沖合海域、2021 年にはアラスカ沖の公海で調査が実施された。国際的な鯨類資源の管理に貢献していくとの我が国の方針のもと、今後も北太平洋において、同様の国際調査を継続していく予定である。

### (2) 我が国の鯨類科学調査

我が国は、ICRW 第 8 条に基づき、科学的研究を目的とした捕獲を伴う鯨類科学調査を南極海 (NEWREP-A) 及び北西太平洋 (NEWREP-NP) で行ってきたが、我が国の IWC 脱退に伴いこれらは中断され、非致死的調査である北太平洋鯨類目視調査と南極海鯨類目視調査に引き継がれている。

### (a) 南極海

南極海では、1987/88 年度からクロミンククジラの生物学的

特性値の取得を主目的とした南極海鯨類捕獲調査 (Japanese Whale Research Program under Special Permit in the Antarctic : JARPA) を実施してきた (年間捕獲目標数はクロミンククジラを 400 頭±10% (1994 年度までは 300 頭±10%) )。JARPA は 2005 年 3 月に 18 年間の計画を終了したが、18 年間の調査により得られた情報の解析を通して、鯨類を中心とする南極海生態系の構造が現在もなお変化し続けていることが示唆された。そのため、このような変化を検証するために、第 2 期調査 (JARPA II) が 2005/06 年度より開始された。JARPA II では、クロミンククジラ (同 850 頭±10%) に加えて資源が大幅に回復しつつあるナガスクジラやザトウクジラも調査の捕獲対象に加える等 (それぞれ 50 頭ずつ。ただし、当初 2 年間はナガスクジラのみ 10 頭捕獲) 、調査の内容を拡充した。しかし、特に反捕鯨国の関心の高いザトウクジラについては JARPA II では捕獲されることとはなかった。JARPA II の成果は 2014 年に IWC/SC によりレビューされ、系群構造や生物学的特性値等の資源管理に資する重要な情報が得られたことが評価されるとともに、鯨類を中心とする南極海生態系の変化が継続していることが認識されることとなった (IWC 2015)。

2014 年 3 月、国際司法裁判所 (International Court of Justice : ICJ) は、JARPA II は ICRW に違反しているとして豪州が 2010 年 5 月に我が国を提訴した事案について、JARPA II が ICRW の規定の範囲に収まらないとして、その中止を命じる判決を出した。しかし、ICJ は、捕獲 (致死的) 調査自体は禁止しておらず、むしろ、将来日本が捕獲を伴う調査を計画する際には判決の指摘事項を考慮することを期待する旨を示した (パラグラフ 246) (判決文は外務省ウェブサイトを参照)。この判決の趣旨を踏まえ、日本は、2014 年 4 月、「国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持」することを表明した (水産庁 2014)。この方針に基づき、判決で示された基準を反映させた新たな南極海鯨類科学調査計画 (New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean : NEWREP-A) の案を IWC/SC へ提出し (Government of Japan 2015a)、IWC/SC の討議を経て最終化 (Government of Japan 2015b)、2015 年冬期より調査が開始された。NEWREP-A の計画策定にあたって、日本は、ICJ 判決の主な指摘事項に具体的に対応し、また、上記の ICJ 判決で示された期待にも応え、NEWREP-A は判決に整合したものであった。

NEWREP-A の調査目的の一つは、将来的なクロミンククジラの商業的捕鯨枠の算出に貢献するため、RMP で用いる生物学的・生態学的情報 (例えば、資源の年齢組成、性成熟年齢やそれらの変動) を高精度に把握することにあった。調査では目視による資源量推定、捕獲を通じたクロミンククジラの年齢組成・性成熟・系群等の把握、その他鯨種の皮膚サンプルの収集、衛星標識・データロガーを用いた回遊・接餌行動の観察等が行われ、より高い精度で資源の動態メカニズムを把握することが図られた。もう一つの目的は、鯨に加えてその餌環境を調査することで、鯨類を中心とした南極海生態系モデルを構築し、その構造や動態を研究することにあった。鯨類の栄養状態の解析やオキアミ資源量の把握はその一環である。生態系モデルの構

築は、持続可能な捕獲頭数の算出にとどまらず、南極海生態系の理解促進という科学的に重要な課題にも対応することができる。また、調査では、非致死的な調査手法の実行可能性、有用性を検証し、より適切な手法の組み合わせを模索していくことも図られた。

脱退前の2018/19年に実施された最後のNEWREP-Aにおいて、クロミンククジラ333頭が捕獲された。今後は、鯨類科学調査のうち、捕獲を伴わない、目視調査を主体とする非致死的調査が、本項(4)に述べられているように継続される。また、捕獲調査で収集された資料の分析も引き続き行われ、得られた知見は鯨類の資源管理研究に活用される。

IWC脱退に伴い、捕獲を伴う調査は中断されたが、持続可能な鯨類資源の利用に向けた大型鯨類の資源量とそのトレンド、分布や資源構造等の解明のため、目視調査や自然標識撮影、バイオプシー試料の採集等南極海における鯨類の非致死的調査がJASS-A (Japanese Abundance and Stock-structure Surveys in the Antarctic)として実施されている(水産庁2020)。

#### (b) 北西太平洋

北西太平洋では、1994～1999年度にかけて、ミンククジラの系群構造解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN)が行われてきたが、2000年からは漁業と鯨類との競合問題の解明を目指した総合的な生態系調査としての第二期北西太平洋鯨類科学調査(JARPN II)に移行し、2016年度まで実施された。JARPN IIにおける必要標本数は、胃内容物の種組成を一定の精度をもって把握することを目的に、イワシクジラは100頭(2004年以降)、ニタリクジラは50頭(2000年以降)、ミンククジラは鮎川沖の春季調査、釧路沖の秋季調査でそれぞれ60頭ずつ(2005年以降)、沖合調査で100頭(2000年以降)が、2013年まで設定されていた。2014年以降は、ICJ判決の趣旨を踏まえ、調査目的を限定する等して、また、捕獲予定数の一部を非致死的手法に再配分したうえで非致死的手法の実行可能性実験を行うこととし(沿岸捕獲頭数：ミンククジラ102頭、沖合捕獲頭数：イワシクジラ90頭、ニタリクジラ25頭)、非致死的方法(バイオプシーを用いた表皮採取、脱糞行動の観察と糞採取)も合わせて実施された。JARPN IIの成果は2016年のIWC/SCでレビューされ、系群構造の知見、鯨類と漁業との競合に関する定量的な評価、海洋生態系における鯨類の役割の評価等の成果について、高い評価を得た(IWC2016)。

日本政府は、持続可能な商業捕鯨の再開のために解決すべき科学的課題を改めて検討し、2016年11月、JARPN及びJARPN IIの成果も踏まえ、新北西太平洋鯨類科学調査計画(New Scientific Whale Research Program in the western North Pacific: NEWREP-NP)の案を策定し、IWC/SCに提出した(Government of Japan 2017)。本計画については、同科学委員会の手続きを経て最終化され、2017年から調査が開始された。目標捕獲頭数は沿岸域でミンククジラ127頭、沖合域でイワシクジラ134頭、ミンククジラ43頭であった。NEWREP-NPの調査目的は、日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻な捕獲枠算出及び沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出にあった。調査項目には、系群構造仮説の検証や生物学

的特性値の収集に加え、非致死的調査(目視調査、バイオプシーによる表皮採取、衛星標識による追跡等)や非致死的手法の検証(DNA分析による年齢査定の実行可能性検証)も含まれていた。

脱退前の2019年に実施された最後のNEWREP-NPでは、ミンククジラが79頭、捕獲された。今後は、鯨類科学調査のうち、捕獲を伴わない、目視調査を主体とする非致死的調査が、本項(3)に述べられているように継続される予定である。また、捕獲調査で収集された資料の分析は、再開された商業捕鯨の資料とあわせて引き続き行われ、得られた知見は商業捕鯨対象種をはじめとする鯨類の資源管理研究に活用されている。

北太平洋において、IWC管轄外の小型鯨類も含め(「48. 小型鯨類の漁業と資源調査(総説)」参照)、捕獲対象種の資源状態を把握し適切に資源管理を行うため、国際水産資源研究所(現:水産資源研究所)が主体となって目視調査を実施し、主要鯨類の資源量を推定してきた(図2)。また、ミンククジラの捕獲可能量の見直しに必要となる資源量推定値の更新に向け、2015年からオホーツク海においてロシアと共同目視調査を実施する等、国際的な調査研究協力も行われている。一方、IWC脱退まで北西太平洋で継続されてきた鯨類の捕獲を含む鯨類科学調査(NEWREP-NP)の一環として、目視調査も行われ、バイオプシーによる表皮採取や衛星標識による個体追跡等も実施してきた。IWC脱退後は、JASS-NPとしてこれら非致死的調査を引き継ぎ、捕鯨対象種を含む鯨類の資源評価に資する情報の収集と解析が継続されている。調査で得られた成果は、国際的な鯨類資源管理への貢献のため、今後ともIWC/SCやNAMMCO等に提供される予定である。

#### (3) 新海洋産業管理及び希少生物管理

小笠原、座間味、土佐湾等各地でのホエールウォッチングが既に定着している。このような海洋産業は行政管轄のはざまにあり、必ずしも産業として適切に管理されていないため、適切なルールやガイドラインを設定するためにも対象生物についての研究を進める必要がある。また、コククジラやセミクジラのような希少生物については、これまで混獲や発見についての情報を収集してきたが、保全のためにはこれらについても生息頭数のみならず分布や移動、系群構造等を解明していく必要がある。

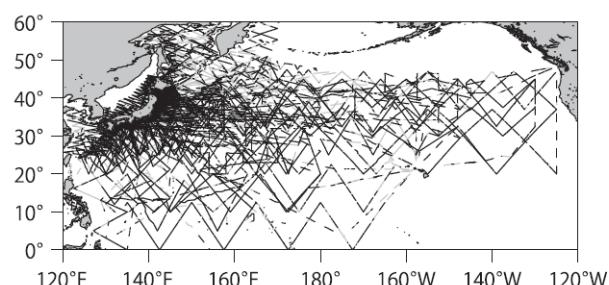


図2. 北太平洋鯨類目視調査航跡図(1983～2006年)(Kanaji et al. 2015を改変)

## (4) その他

その他、海洋汚染、混獲問題等への対処に関する調査研究が行われている。また、市場に流通する鯨肉のDNA分析による違法な鯨肉等の流通防止対策も引き続き水産庁事業により行われている。

## 主な大型鯨類の資源量

大型鯨類の資源量推定値については、IWCのウェブサイトに主要なものがまとめられている（表1）。

表1. 主要な大型鯨類の資源量推定値（IWC ウェブサイトより改変）

種類	海域（系群）	推定年	推定値	およそその95%信頼区間	
クロミンククジラ	南半球	1985/86-1990/91	720,000	510,000 - 1,010,000	
		1992/93-2003/04	515,000	360,000 - 730,000	
ミンククジラ	北大西洋	1989	65,000	44,000 - 95,000	
		1995	112,000	91,000 - 138,000	
		1996-2000	80,000	59,000 - 108,000	
		2003-2007	81,000	51,000 - 128,000	
		2008-13	90,000	62,000 - 128,000	
	中央系群	2005-2007	50,000	30,000 - 83,000	
		2007	9,100	4,300 - 19,000	
	西グリーンランド系群	2015	5,100	2,100 - 12,000	
		1989-91	28,000	17,000 - 45,000	
		2003	20,000	13,000-30,000	
シロナガスクジラ	日本海	2004-6	4,200	2,700-6,300	
	南半球（ピグミーシロナガスクジラを除く）	1997/98	2,300	1,150 - 4,500	
	北太平洋	2008	2,500	1,700-3,600	
ナガスクジラ	北大西洋	1987-9	14,800	11,000 - 20,000	
		1995	21,900	16,000 - 30,000	
		2001	25,800	20,000 - 33,000	
		2007	21,900	16,000 - 30,000	
		2015	40,800	28,000 - 59,000	
	東グリーンランド - フェロー系群	2007	16,000	4500-57,000	
		2015	2,200	1,000 - 4,900	
コククジラ	北太平洋	1997/98	21,000	18,400 - 24,200	
		2000/01	16,400	14,500 - 18,500	
		2001/02	16,000	14,000 - 18,400	
		2006/07	20,800	18,800 - 23,400	
		2007/08	17,800	16,100 - 20,000	
		2009/10	21,200	19,400 - 23,300	
		2010/11	21,000	19,200 - 22,900	
		2014/15	28,800	23,600 - 39,300	
		2015/16	27,000	24,400 - 29,900	
	東系群	1998	125	100-150	
		2017	230	180-290	
		1995	74	66-81	
		2015	200	187-211	
ホッキョククジラ	北太平洋	2001	10,500	8,200 - 13,600	
		2004	12,600	7900 - 20,400	
		2011	16,800	15,200 - 18,700	
		2019	12,500	7,900-19,600	
		2016	218	140- 350	
	北大西洋	西グリーンランド 摂餌海域	2012	1,300	900 - 1,600
		カナダ東岸 - 西グリーンランド	2013	6,400	3,700 - 11,200
		スヴァールバル	2015	340	100 - 900
ザトウクジラ	南半球	一部の南極海摂餌海域	1991/2-2003/4	42,000	33,000 - 52,000
		南米東方海域：ブラジル	2005	6,300	4,300 - 8,600
		南米西方海域：エクアドル	2006	6,500	4,200 - 10,000
		西アフリカ：ガボン沖	2005	6,800	4,300 - 10,500
		南アフリカ西方海域	2001	300	200 - 400
		東アフリカ：モザンビーク	2003	6,000	4,400 - 8,400
		東アフリカ：マダガスカル	2004	7,400	2,100 - 12,800
		東オーストラリア	2010	14,500	12,700 - 16,600
		オセアニア	2005	4,300	3,300 - 5,400
	北大西洋	西部北大西洋	1993	11,600	10,000 - 13,500
		アイスランド / フェロー諸島	2007	18,000	7,000 - 46,000
		東グリーンランド	2015	10,000	4,900-20,300
		西グリーンランド	2007	2,700	1,400 - 5,300
		2015	1,000	400 - 2,300	
		北太平洋	2007	22,000	19,000 - 23,000
		アラビア海	2007	80	60 - 110
		南半球	2009	12,000	
セミクジラ	南西大西洋	2009	3,300		
	南アフリカ	2009	3,900		
	ニュージーランド 垂南極海域	2009	2,700		
	オーストラリア西方から中央南方	2009	2,000		
	北大西洋	2010	490		
イワシクジラ	中央-東部北太平洋	2010-2012	29,600	18,500 - 47,300	
ニタリクジラ	西部北太平洋	1988-1996	32,000	19,000 - 55,000	
		1998-2002	32,200	15,000 - 66,000	
		2008-2015	41,000	24,000 - 68,000	

## 執筆者

外洋資源ユニット  
鯨類サブユニット  
水産資源研究所 水産資源研究センター  
広域性資源部 鯨類グループ  
南川 真吾

## 参考文献

- Allison, C. 2016. IWC individual catch database Version 6.1; Date: 18 July 2016. (Available from IWC).
- 外務省. 國際社會における法の支配.  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/> (2021年12月3日)
- Government of Japan. 2015a. Research plan for New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean (NEWREP-A).  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/pdf/151127newrep-a.pdf> (2021年12月3日)
- Government of Japan. 2015b. Implementation of the New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean (NEWREP-A).  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/pdf/implementation.pdf> (2021年12月3日)
- Government of Japan. 2017. Research Plan for New Scientific Whale Research Program in the western North Pacific (NEWREP-NP).  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-6.pdf> (2021年12月3日)
- Hakamada, T., Matsuoka, K., and Miyashita, T. 2018. Updated g(0) estimate for western North Pacific Bryde's whales and its application to previous abundance estimates. Paper SC/67b/ASI/15. 11 pp.
- Hakamada, T., Matsuoka, K., Murase, H., and Kitakado, T. 2017. Estimation of the abundance of the sei whale *Balaenoptera borealis* in the central and eastern North Pacific in summer using sighting data from 2010 to 2012. Fish. Sci., 83(6): 887-895. Doi: 10.1007/s12562-017-1121-1
- IWC (International Whaling Commission). 2015. Report of the Expert Workshop to Review the Japanese JARPAII Special Permit Research Programme. J. Cetacean Res. Manage., 16 (Suppl.): 369-409.
- IWC (International Whaling Commission). 2016. Report of the Expert Panel of the Final Review on the Western North Pacific Japanese Special Permit Programme (JARPN II). J. Cetacean Res. Manage., (Suppl.) 18: 529-592.
- IWC (International Whaling Commission). Population Estimates. <https://iwc.int/estimate> (2021年11月19日)
- Kanaji, Y., Okazaki, M., Kishiro, T., and Miyashita, T. 2015. Estimation of habitat suitability for the southern form of the short-finned pilot whale (*Globicephala macrorhynchus*) in the North Pacific. Fish. Oceanogr., 24: 14-25.
- 松岡耕二. 2002. 南極海におけるクロミンククジラアセスメント航海の変遷と概要. In 加藤秀弘・大隅清治（編），鯨類資源の持続的利用は可能か—鯨類資源研究の最前線ー. 生物研究社, 東京. 118-123 pp.
- 水産庁. 2014. 今後の鯨類捕獲調査の実施方針についての農林水産大臣談話. 水産庁, 東京.  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/koho/pdf/danwa.pdf> (2021年12月3日)
- 水産庁. 2019. 商業捕鯨の再開について.  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190701.html> (2021年12月3日)
- 水産庁. 2020. 令和元年度（2019年度）南極海鯨類資源調査の実施について  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/191202.html> (2021年12月3日)
- 水産庁. 捕鯨の部屋 資料集. [https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/w\\_document/index.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/w_document/index.html) (2021年12月4日)